

有効期限満了日 令和8年3月31日

熊厚第291号

令和2年8月17日

救慰金の授与について（通達）

警察職員の家族が警察職員の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡又は負傷した場合に授与される救慰金については、「救慰金の授与について（通達）」（昭和47年5月1日付け警察庁丙人発第55号）により実施してきたところであるが、この度、別添のとおり新たに定められたため、その運用に誤りのないようにされたい。

別添

原議保存期間	5年（令和8年3月31日）
有効期間	一種（令和8年3月31日）

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁甲官発第201号
令和2年7月21日
警察庁長官

救慰金の授与について（通達）

救慰金については、以下のとおり、警察職員の家族が警察職員の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡又は負傷した場合に次のとおり授与することとしたので了知されたい。

記

1 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察職員の正当な職務執行に直接基因して、当該警察職員の配偶者、父母又は子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、又は重い身体障害が残った場合に当該警察職員に授与する。

2 救慰金の額

救慰金の額は、最高限度額を100万円とし、被害の程度等を勘案して個別にその額を決定する。